

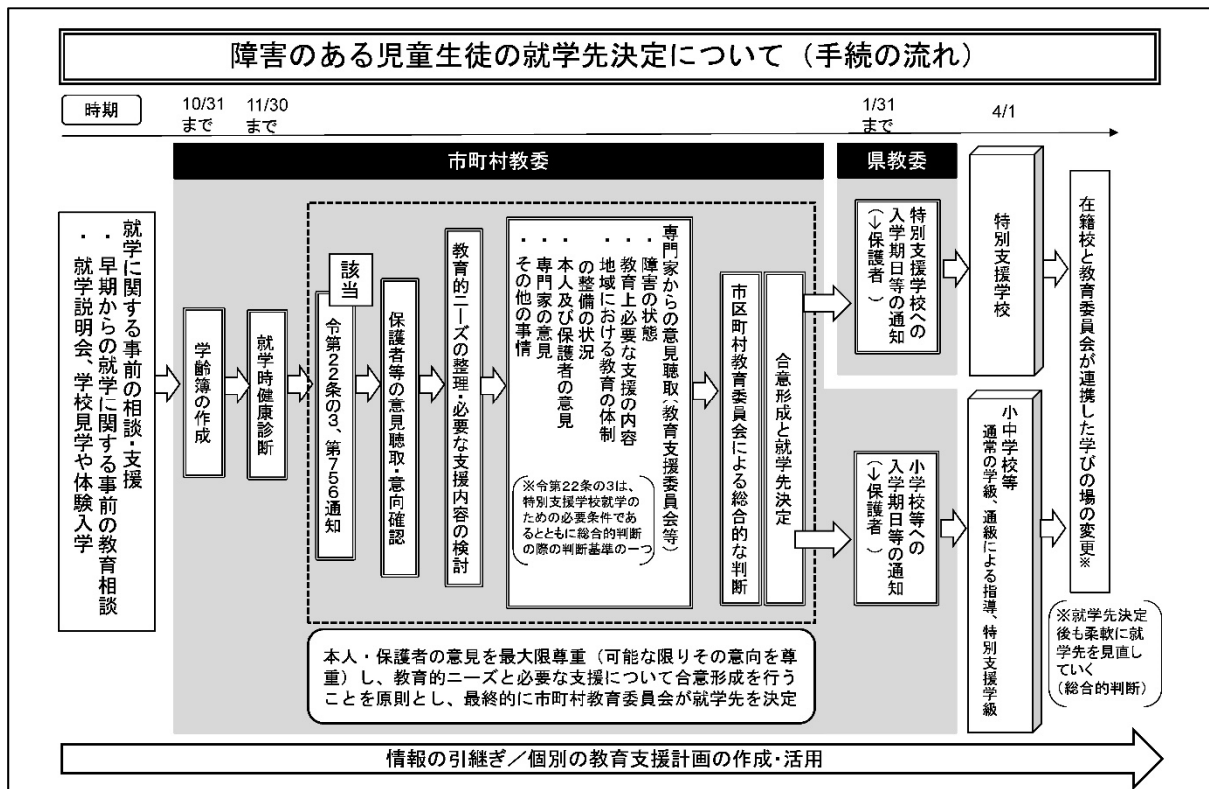
(3) 就学相談・支援

(a) 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

特に、その際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要となります。

そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することになります。



こうした就学先決定の仕組みや、それぞれの学校、学びの場については、全ての教職員が知っておきたいですね。

「『障害のある子供の教育支援の手引*』第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス」には、障がいのある子どもの就学先決定等の一連のプロセスに沿って、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等が詳しく示されていますので、詳しくは、「手引」を参考にしてください。

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月)P15～、図は参考資料より

(b) 就学に関する事前の相談・支援で留意すること

就学移行期は、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、子どもの成長の節目と対応していること、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があることなどの理由から、特に丁寧な相談・支援が大切になります。

「障害のある子供の教育支援の手引*」には、以下の留意点が示されています。

第2編第2章1**(2) 就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点**

就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっては、以下の点に特に留意すべきである。

- ① 就学に関する事前の相談・支援として、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- ② 就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨むことができるようにすること。
- ③ 一連の就学先となる学校や学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにすること。
- ④ 本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努めること。
具体的には、例えば、次のようなことを保護者に分かりやすく説明すること。
 - ・就学が予想される学校の教育目標や多様な学びの場の目的
 - ・対象となる子供が学校生活を送る上で課題になりそうな内容
 - ・支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）
 - ・多様な学びの場の活用による成長事例
- ⑤ 本人及び保護者に対し、適切なタイミングで本編第3章以降のプロセスについても理解を促すこと。
- ⑥ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。



早期の段階からの情報提供や就学説明会、教育相談、学校見学、体験入学などの機会がとても大切になりますね。

こうした機会を通して、本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようにするとともに、相談担当者との積極的なコミュニケーションを図って、双方の信頼関係を構築することが大切です。

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）P16～